

平成 25 年 11 月 12 日

科学研究費補助金等の適正な使用の確保に
関する行政評価・監視
＜調査結果に基づく勧告＞

総務省では、科学研究費補助金等の適正な使用を確保する観点から、研究費の不正使用防止に向けた体制の構築状況、研究費使用ルールの運用状況等を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について勧告することとしましたので、公表します。

【本件連絡先】

総務省行政評価局

法務、外務、文部科学等担当評価監視官室

担 当：高橋、杉生、中原、船山

電話（直通）：03-5253-5450

F A X：03-5253-5457

E - m a i l：https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka.html

科学研究費補助金等の適正な使用の確保に関する行政評価・監視に基づく勧告(概要)

(勧告日:平成25年11月12日 勧告先:文部科学省)

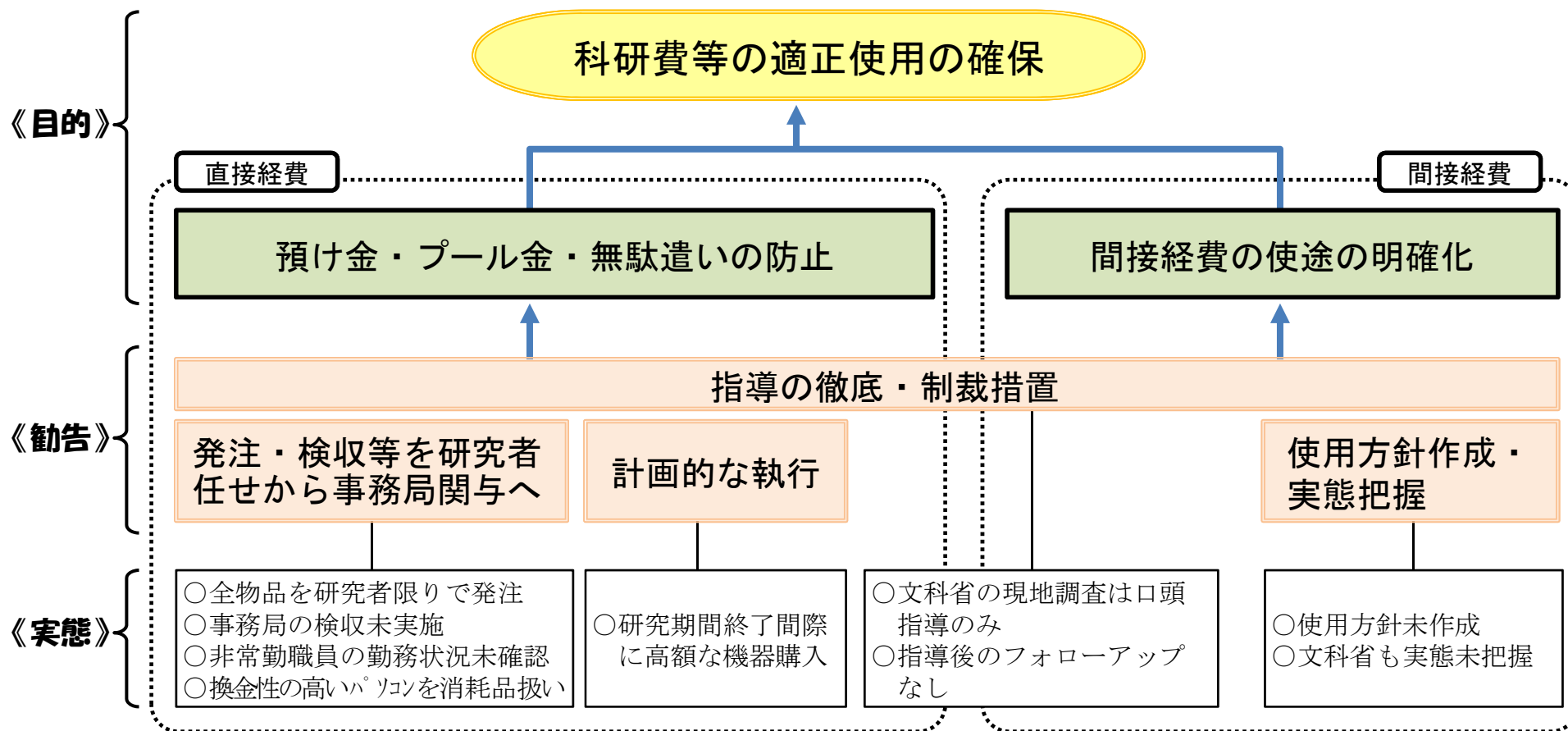
背景

科研費等に係る「預け金」、「プール金」(注)等不適切な経理の発覚

H20～23年度の不適切事案；総額1.72億円 19機関48人が関与（平成25年4月文科省調査）

科研費予算額：平成24年度約2,566億円
採択件数：平成24年度約69,000件
配分機関：文部科学省・(独)日本学術振興会
調査対象大学：国公私立61大学

(注) 「預け金」：業者に架空取引を指示し、物品の「代金」を当該業者に管理させるもの
「プール金」：旅費や謝金等を不正に請求し、その差額等を研究室や研究者個人等が管理するもの



1 預け金・プール金・無駄遣いの防止

(1) 預け金

勧告

物品購入等の発注・検収を
事務局の責任の下で実施
(業務委託も対象に)

調査結果

結果報告書P34～38、48

- 発注・検収のチェック体制が不十分
　　<調査対象61大学中>
 - 発注への事務局関与なし
　　(全物品が対象外5大学、高額備品が対象外9大学)
 - 検収への事務局関与なし又は不十分
　　(全物品が対象外1大学、例外措置あり19大学、業務委託が対象外5大学)

(2) プール金

勧告

謝金支給・備品の管理を
事務局の責任の下で実施

調査結果

結果報告書P63～64

- 勤務管理、購入設備・備品の管理が不十分
 - 非常勤雇用者の勤務条件及び勤務状況の確認が未実施 (19大学)
 - 換金性の高いパソコンを消耗品扱い (多数のパソコンが所在不明の例あり)

(3) 無駄遣い

勧告

計画的な執行

調査結果

結果報告書P148～150

- 研究期間最終年度末の使い切り抑止対策が不十分
 - 年度末に高額機器や多数のパソコン等を購入 (4大学)
 - 年度末に研究費の3割以上執行 (14大学)

2 間接経費の使途の明確化

勧告

使用方針の作成
文科省による使用実態把握と
評価の実施

調査結果

結果報告書P168~172

- 間接経費の使用が不明朗
 - 計画的・適正な執行の前提である使用方針が未作成 (7大学)
 - 文科省では、大学における使用実態を未把握。評価も未実施

3 文科省による指導の厳格化

勧告

研究費の管理・監査に係る
指導の徹底と制裁措置の導入

調査結果

結果報告書P83~87

- 文科省の指導は不十分
 - 預け金、プール金等防止対策への指導が不十分
 - 現地調査では、大学に対し口頭による指摘のみ
指摘事項に係る改善状況の事後確認も未実施